

高等学校体育

次年度から年次進行を迎える新学習指導要領における保健体育科の目標は、「体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力を育成する」と示されている。

各学校においては、小学校から高等学校までの12年間の一貫した教育課程における最終段階であることを踏まえ、特に、今年度から新学習指導要領の全面实施を迎えた中学校との接続を十分考慮し、資質・能力の三つの柱をバランスよく育成する指導計画や学習指導等の工夫・改善に取り組む必要がある。

その上で、共生の視点を踏まえ、埼玉県が目指す「学習規律を確立させ、力いっぱい運動し、思いっきり汗をかく『楽しい』体育授業」を実践し、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続させていくことが重要である。

また、令和元年度末から続いている新型コロナウイルス感染症に対して適切に対応し、ICT等を有効活用しながら教育活動を停滞させることなく、学びを保障していく必要がある。

令和2年度の課題

- 1 現行の学習指導要領の趣旨を踏まえた指導と評価の一体化を実現するための学習指導計画と評価規準、評価計画の作成と工夫
- 2 生涯スポーツにつなげるための体育的活動の実践
- 3 体育的活動時の事故防止の徹底

1 学習指導の成果と課題

成果

- (1) 「体育に関する調査」から(全日・定通)
 - 年度当初及びコロナ禍による年間指導計画を作成している。
全日136校(100%) 定通27校(100%)
 - 現行の学習指導要領に基づく評価規準を作成している。
全日87校(64.0%) 定通14校(51.9%)
 - 体育授業(選択科目としての体育を除く)の領域選択をしている。
全日117校(86.0%) 定通16校(59.3%)
 - 入学年次、全ての領域で男女共習をしている。(共学のみ)
全日23校(18.5%) 定通19校(76.0%)
 - 入学年次のその次の年次以降のいずれかの年次

で、全ての領域で男女共習をしている。(共学のみ)
全日43校(34.7%) 定通20校(80.0%)

(2) 「体育地区研究協議会」から

- 各学校の実情に応じて、「学習活動に即した評価規準」が作成され、指導と評価の一体化が図られていた。
- 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が図られていた。
- ICTを活用した授業実践及び課題等を把握することができていた。
- コロナ禍による感染防止対策を講じた授業運営が行われていた。



課題

(1) 新学習指導要領の年次進行に向けて整合性のある準備

- 学習指導要領の趣旨を踏まえ、3年間の見通しをもった年間指導計画を作成する。
- 生徒が自由に領域選択し、原則男女共習による授業に向けて、更なる工夫改善を図る。
- 各学校にて、[入学年次]と[その次の年次以降]ごとに、統一した評価規準及び指導と評価の計画を作成する。

(2) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた更なる授業改善

- 単元など内容や時間のまとまりの中で、学習活動の充実を図る。
- 体育及び保健の「見方・考え方」を把握し、指導内容と評価の場面を適切に組み立てる。
- GIGAスクール構想により、BYOD(個人保有端末の利用)によるICT活用の推進を図る。

2 生徒の体力等の成果と課題

成果

- (1) 令和元年度「新体力テスト」から(全日制)(図1・図2)
 - 総合評価A+B+C 89.2%(目標値:90%)
 - 第3期埼玉県教育振興基本計画(R1~R5)
 - ① 5段階絶対評価で目標を達成した学校の割合 52.1%(目標値:55.0%以上)
 - ② 8項目中5項目以上で目標を達成した生徒の割合 48.5%(目標値:57.0%以上)
- (2) 「体育地区研究協議会」から
 - 生徒の実態を的確に把握し、体力向上に向けて様々な工夫を行っていた。
 - コロナ禍による体力の低下を防止する観点からも、ICTを有効活用していた。

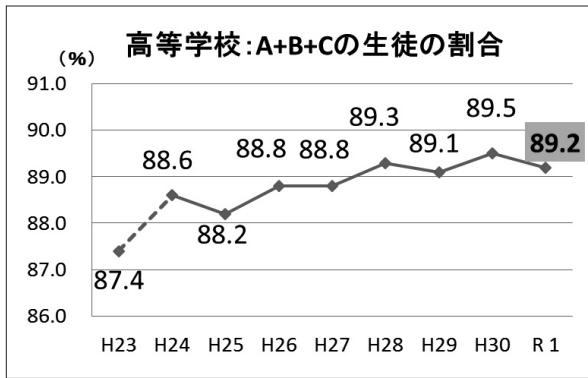


図1 新体力テスト (A+B+C) 割合の推移

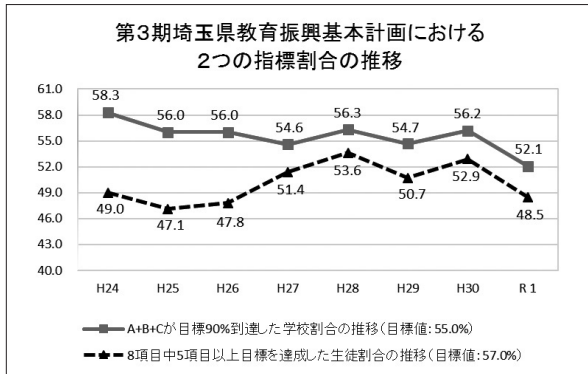


図2 第3期埼玉県教育振興基本計画の新体力テスト指標から見た割合の推移

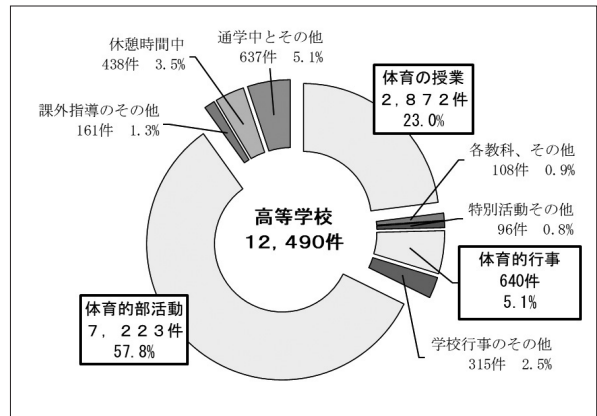


図3 R01負傷の場合別災害申請件数の割合

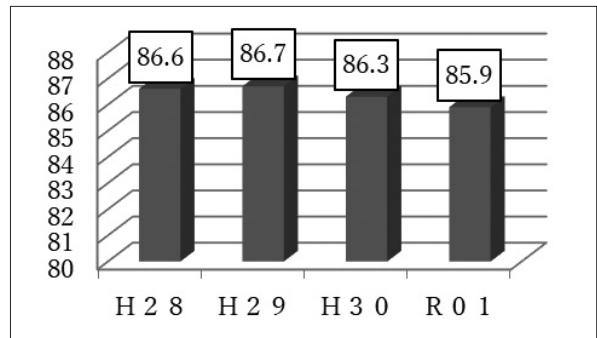


図4 R01負傷総数に占める体育的活動時の割合



課題

- (1) 自己の体力等を理解し、自ら向上させられる主体性の育成
 - 3年間を見通して、生徒の体力等の実態を把握する。
 - 新体力テストや様々な記録を有効活用し、生徒の更なる意欲の向上や自己の課題発見・解決につなげる。
- (2) 効率的効果的な体育指導の充実
 - 必要に応じてICTを活用し、学習効果を高めるとともに、生徒自らの新たな気づきを引き出すようにする。

3 体育的活動時の事故の現状・課題及びコロナ禍における対応

現状

- 学校管理下での負傷発生数 (図3・図4)
- 令和元年度の学校管理下における負傷の申請件数は、12,490件で平成30年度13,112件より622件減少した。
 - 体育的活動時 (□囲み部分) の負傷発生件数は10,735件で負傷総数の85.9%を占めている。
 - コロナ禍による体育的活動について、国及び県通知等に則って適切な対応が求められている。



課題

- (1) 体育的活動時の事故防止の徹底
 - 負傷の発生件数や全体に占める割合は、減少傾向にあるが、依然高い数値である。今後も安全面に細心の注意を払うこと。
 - AEDの使用を含む救急法講習会等を実施し、事故発生時の対応力を高めるとともに、緊急対応マニュアルの更新と周知を図ること。
 - 急激な気象の変化に対応できるよう、積極的に最新の気象情報を入手し、熱中症や落雷等に対応できるようにしておくこと。
- (2) コロナ禍における適切な体育的活動の実施
 - 毎日の健康観察を行い、「3つの密」を回避するよう、感染防止対策を徹底する。
 - 国や県からの通知内容を着実に確認し、柔軟に対応する。

以上のことから、本年度の課題を下記のとおりとする。

令和3年度の課題

- 1 新学習指導要領の年次進行に向けた計画的な準備
- 2 生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力を育成する授業実践
- 3 体育的活動時の事故防止の徹底及び新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底

令和3年度の課題と努力事項

課題 1

新学習指導要領の年次進行に向けた計画的な準備

来年度から年次進行で実施されることから、令和5年度までの2年間は、新学習指導要領の学年と現行の学習指導要領の学年が混在することとなる。移行期間中の学習指導等は、新学習指導要領第1章の規定を踏まえた上で、学習評価の取扱においては、現行の学習指導要領下の評価規準等に基づくとこととなっている。

つまり、指導内容や指導計画等は、資質・能力の三つの柱に基づいて整理し、評価の際は現行の4観点に読み替えて対応していくこととなる。

そのためには、【学習指導要領解説（平成30年告示）保健体育編 体育編】（以下、新学習指導要領解説）を読み込み、以下の3点を参考に、スムーズな対応ができるよう準備する必要がある。

1 3年間を見通した年間指導計画の作成

まず、改訂の趣旨や要点について、各校における保健体育科の共通理解を図った上で、目標を立て、年間指導計画を作成する。以下の「年間指導計画作成ポイント」を確認しながら、生徒の実態に応じて3年間を見通した具体的な指導計画を作成することが大切である。

<年間指導計画作成ポイント>

- ① 1単位あたり35単位時間とする。（1単位時間50分の場合）2単位の学年は70単位時間、3単位の学年は105単位時間となるよう計画する。
- ② 共生社会実現の観点から、原則男女分けて表示しない。
- ③ 必修領域A「体づくり運動」及びH「体育理論」は、全ての学年で実施する。
 - ・体づくり運動は、2単位の学年で7単位時間以上、3単位の学年で10単位時間程度相当する。
 - ・体育理論は、単位数関係なく各年次6単位時間以上相当する。
- ④ その他の領域は、生徒が自由に選択できるようにするとともに、その内容の習熟を図ることができるよう考慮する。
 - ・入学年次では、B「器械運動」・C「陸上競技」・D「水泳」・G「ダンス」から一つ以上選択し、E「球技」・F「武道」か

ら一つ以上選択できるようにする。また、Eのみ選択させる場合は、二つ以上の型を履修とする。

- ・その次の年次以降では、B～Gから二つ以上選択できるようにする。
- ⑤ 計画内容には、領域を記入した上で単元を追記してもよい。特に、選択の仕方がわかるよう明記する。

2 指導と評価の一体化を図る学習指導計画の作成

学習指導計画の作成については、カリキュラム・マネジメントの観点から、P（Plan：計画）D（Do：実施）C（Check：評価）A（Action：改善）のサイクルを伴って成り立っていることを理解しておくことが大切である。その上で、生徒の実態を把握し、明確な指導観と目標を定め、評価規準と評価方法を設定し、指導と評価を計画する。

学習内容は、「入学年次」と「その次の年次以降」に分けられており、新学習指導要領解説に〈例示〉として具体的に示されている。その内容に沿った目標を立て、達成するために、各校の保健体育科で統一した「単元の評価規準」を作成することとなる。

ただし、今年度までは、現行の学習指導要領に沿った評価となるため、以下の作成の手順及び評価計画の表し方を参考に学習指導計画を作成する。

《作成の手順及び評価計画の表し方》

- ① **運動の特性と生徒の実態を明記する**
領域や種目の特性をまとめるとともに、生徒の実態を三つの内容（技能、態度、知識・思考・判断）ごとにまとめる。
- ② **単元における教師の指導観をまとめる**
①を受けて、三つの内容ごとに、生徒をどのように指導し、育成したいかを示す。
- ③ **単元の目標を設定する**
学習指導要領の内容（「入学年次」と「その次の年次以降」ごとに明示）を踏まえ、観点ごとに設定する。
- ④ **「評価規準」と「評価方法」を設定する**
観点ごとに、おおむね満足できる状況を想定し、各校で統一した「学習活動に即した評価規準」を作成する。また、生徒の学習状況を判断するための評価材料（学習カード、テスト、ワークシート、レポート等）や評価方法を具体化する。

⑤ 「指導と評価の計画」を作成する（下図参照）

設定した「評価規準」と「評価方法」を指導計画に位置付ける。1時間に評価する観点は、多くて二つまでとする。

【「球技」の評価規準の作成】
【入学生校】

関心・意欲・態度	思考・判断	運動の技能	知識・理解
<ul style="list-style-type: none"> 球技の学習に主体的に取り組もうとしている。 チームや個人としての役割を認識し、積極的に参加しようとしている。 練習の場面で、自分の役割を認識し、責任をもち、チームの発展に貢献しようとしている。 練習の場面で、自分の役割を認識し、責任をもち、チームの発展に貢献しようとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> この学習を通じて、自分の役割を認識し、責任をもち、チームの発展に貢献しようとしている。 この学習を通じて、自分の役割を認識し、責任をもち、チームの発展に貢献しようとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ゲームでは、ボールを正確にコントロールし、相手チームのゴールにボールを入れることができる。 ゲームでは、ボールを正確にコントロールし、相手チームのゴールにボールを入れることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 球技のルールや歴史について、興味を持ち、積極的に学習しようとしている。 球技のルールや歴史について、興味を持ち、積極的に学習しようとしている。

例：「球技」は41・42ページ

指導案にそのまま書き出す

「単元の評価規準」を基に、学校の実状に合わせて「学習活動に即した評価規準」を作成

⑥ 授業での実践（指導と評価の一体化）

ねらいを明確に示し、適切な指導と設定した観点の評価等を行い、生徒の学習状況を把握する。必要に応じて、計画を修正する。

観	①	②	③	④	⑤
思	①				③
技	①	②	③		④
知		①	②		④
方法	観察	観察 学習 カード	観察 学習 カード	学習 カード 観察	学習 カード 観察
場面	2	1	3	3	2

評価計画どの観点を、いつ評価するか

学習活動に即した評価規準

① バスケットの学習に主体的に取り組もうとしている。
② 授業の約束を守り、安全な学習環境を確保しようとしている。
③ 自分の役割に責任を持ち、練習・ゲームに取り組もうとしている。

① 学習のねらいや特性を踏まえて、自分の役割や責任を認識し、積極的に参加しようとしている。
② 作戦などの話し合いの場面で、仲間に協力しようとしている。
③ バスケットボールを生徒にわたって楽しむために、自分自身に合った学習方法を見つけていく。

① ボールハンドリングが上手になる。
② ノーマークの場所を正確に移動させることができる。
③ シュートしたり、パスを受けたりするために、味方が作り出した空間に移動することができる。

① 学習カードやノートに技術の名称や行い方について学習した内容を記述する。
② 自分の課題に応じて、学習の進め方について、書いたり書き出したりする。
③ 運動観察の方法について、理解したことを記述する。

3 資質・能力の三つの柱と評価の観点を捉えた評価規準の作成

(1) 評価の構造及び指導要録について

現行の学習指導要領では、資質・能力の三つの柱を「技能」・「態度」・「知識、思考・判断」とし、四つの観点（関心・意欲・態度、思考・判断、運動の技能、知識・理解）の評価規準により評価することとなっている。

新学習指導要領では、その三つの柱を「知識及び技能」・「思考力、判断力、表現力等」・「学びに向かう力、人間性等」とし、三つの観点（知識・技能、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度）で評価していくこととなる。詳しくは、次項の「新学習指導要領を活用して学習指導計画を作成する上での留意点（高等学校）」を参照すること。

その上で、来年度より年次進行で実施される新しい指導要録の参考様式に、「観点別学習状況」という項目が新設され、学期末や学年末に5段階や10段階の評定の根拠となる総括的評価として、A・B・Cを記録することとなる。

評定だけでは把握しづらかった育成すべき資

質・能力を観点ごとに示し、今後の学習に生かしていけるよう取り扱う。

様式2（指導に関する記録）

学年・氏名	学級	学校	学年				備考
			1	2	3	4	
各教科・科目等	国語	評定					
	英語	評定					
	数学	評定					
	理科	評定					
	社会	評定					
	芸術	評定					
	体育	評定					
	保健	評定					
	職業	評定					
	総合	評定					

第1学年

学習状況	観点別	評定	修得単位数
AAA		5	2

評定、修得単位数に加えて、「観点別学習状況」欄を新設

新学習指導要領を活用して学習指導計画を作成する上での留意点（高等学校）

■今後の学習指導要領改訂に関するスケジュール

		H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
高等学校	改訂	周知・徹底	移行期間			1年次 実施	1、2年次 実施	全面実施

■文部科学省通知（30文科初第727号 平成30年8月31日付け「高等学校学習指導要領の改訂に伴う移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知）」から

【高等学校・保健体育科】

「現行学習指導要領により指導する場合」と、「全部又は一部について新学習指導要領により指導する場合」がある。いずれの場合においても新学習指導要領第1章の規定を踏まえ、その趣旨の充実を図る。

※上記通知の2, 4を参照

★移行期間中における学習評価の取扱いについて

5 移行期間中における学習評価の取扱い

移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に新高等学校学習指導要領の規定を適用する部分を含め、現行高等学校学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこと。

■新学習指導要領を活用して学習指導計画を作成する上での留意点

上記の関係から、高等学校においては、現行学習指導要領のもとで作成している学習指導計画（指導案）と同様の様式（項立て等）で作成することを基本とする。また、来年度以降の新学習指導要領の段階的な実施に向けて、新学習指導要領の内容を積極的に活用する場合には、資質・能力の三つの柱で示されている内容を現行学習指導要領の観点に読み替えて対応していくものとする。その際の留意点について以下に示す。

高等学校（令和3年度）

新	内容 観点	知識及び技能（運動） 知識・技能	思考力、判断力、表現力等 思考・判断・表現	学びに向かう力、人間性等 主体的に学習に取り組む態度	
現行	内容 観点	態度 関心・意欲・態度	知識、 知識・理解	思考・判断 思考・判断	技能（運動） 技能
		全分野	全分野	全分野	運動分野

保健の技能は指導評価し、知識・理解の観点に加点する
 共生の視点は指導し評価するが、現行の観点に加点しない
 思考・判断の評価がより鮮明になるので指導し評価するが、現行の観点に加点しない

※上記の塗りつぶし矢印は科目体育の観点を、塗りつぶしなし矢印は科目保健の知識・技能のみを表している。

(2) 単元の評価規準について

新学習指導要領解説には、各領域において、【入学年次】及び【入学年次の次の年次以降】それぞれに、観点ごとに具体的な指導内容が〈例示〉として示されている。各観点の〈例示〉の文末を変換することで、全ての「単元の評価規準」となる。その評価規準の中から、当該単元にあたる評価規準の選択等により、「単元の評価規準」を設定する。

なお、各領域において、指導内容が異なる【入学年次】と【入学年次の次の年次以降】の「単元の評価規準」を作成することとなる。

評価する際は、判断の目安や生徒の想定される様相を把握し、A・B・Cとなる具体例をあらかじめ考えておくことよい。また、観点別学習の総括が評定への総括に反映できるよう、評価結果を数値や比率に変換することも考えられる。なお、評定における観点の割合は、単元ごとに重点化することもあることから、学校の実態に応じてバランスよく評価すること。そのためには、保健体育科内において、十分検討し共通理解を深めておく必要がある。

新学習指導要領に即した全ての「単元の評価規準」の作成について

知識・技能

- ・「知識」については、例示の文末を①「～について、言ったり、書き出したりしている」あるいは、②「～について、学習した具体例を挙げている」として作成する。

①は、一般的に認知された科学的な知識を内容とするもので、各学校によって大きな相違がないものに用いている。②は、体の動かし方や用具の操作方法など学校や生徒の実態により、指導する内容に相違が予想されるものに用いている。

- ・「技能」については、例示の文末を「～ができる」として、作成する。

思考・判断・表現

- ・例示の文末を「～している」として、評価規準を作成する。

主体的に学習に取り組む態度

- ・意思や意欲を育てるという情意面の例示に対応し、「～しようとしている」として、作成する。ただし、健康・安全に関する例示については、意欲をもつことにとどまらず実践することが求められているものであることから、「～に留意している」及び「～を確保している」として作成する。

現行の学習指導要領に即した評価規準の文末の整理について

「関心・意欲・態度」

- ・「～しようとしている」
※安全については、行動が起こせなければ不十分なことから文末は「～している」となる。

「思考・判断」

- ・「見付けている」「選んでいる」「指摘している」「当てはめている」など
※指導の展開の中で、実際に学習活動として位置付けていることが前提。

「運動の技能」

- ・「～ができる」
※量的な視点でなく動きの「質」に焦点を当て、具体的な表記にする。

「知識・理解」

- ・「言ったり書き出したりしている」
※概念や法則・原理等の理解に関する表記。
- ・「具体例を挙げている」
※名称、個別の事項に関する表記。

課題 2

生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力を育成する授業実践

生徒が、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、これまでの学校教育の蓄積も生かしながら、学習の質を一層高める授業実践を行うことが重要である。

また、新学習指導要領において、新たに「共生」の視点が示され、運動やスポーツの多様な楽しみ方を社会で実践することが求められることから、以下の2点を参考とし、より一層の授業改善を図る必要がある。

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業実践

授業の方法や技術の改善のみを意図するのではなく、生徒が卒業までに身に付けるべきものとされる資質・能力を育成していくために、授業改善を進めるものである。

1回1回の授業で全ての学びが実現されるのではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、振り返る場面をどこに設定するか、対話する場面をどこに設定するか、生徒が考える場面と教員が教える場面をどのように組み立てるかを

考え、実現を図っていくことが大切である。

「体育」における授業改善の視点の例

主体的な学び

例えば、学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりして生徒が自身の学びや変容を自覚できる場面を設定する。

- 課題への気付き
- 課題解決のための活動の提示
- 学びの成果の確認

対話的な学び

例えば、対話によって自分の考えなどを広げたり、深めたりする場面を設定する。

- 表現力の伸長
- 新たな気付きや動機付け
- 「動きを通して伝える」、「動きながら伝える」

深い学び

例えば、生徒が考える場面と教員が教える場面を適切に組み立てる。

- 試行錯誤の促し
- 思考の深まり
- 体育の見方・考え方の醸成

2 原則として男女共習での授業展開

新学習指導要領の内容の取扱いの配慮事項に、「体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、運動の多様な楽しみ方を社会で実践することができるよう留意すること。」と明記されている。

このことから、体育授業の取扱いにおいて、安全を配慮した上で、生徒が自由に選択して履修できるようにするという現行の学習指導要領の配慮事項に加えて、男女共習を原則とすることとなる。

各学校の実態に応じながらも、全ての領域において実行するためには、指導内容の三つの観点から共習の仕方を捉え、一層の工夫・改善を図ること。

<実践例>

令和2年度地区研究協議会 会場校の取組
～県立皆野高等学校～

研究主題

「動きの楽しさに着目した体力の向上」

— 3つのアプローチを通して —

<目的>

本校生徒の実態を通して、生徒が体育を好きに

なり、運動の楽しさを実感できる授業を展開し、体力の維持・向上に寄与するカリキュラムを作成する。

本校生徒の実態を踏まえると、「運動（体育）に対する肯定的態度の醸成及び体力の維持・向上」という二つの目標を同時に実現できる学習指導計画が必須であると考えられる。そのため、主運動指導の工夫・改善と導入部分の改革・改良を通じて、生徒の授業への参加態度の変化及び体力向上に向けて研究を行った。

<実践内容>

- ① 生徒の主体性の向上
・ 授業内容の工夫、肯定的な雰囲気づくり
(細やかな声かけや支援)
- ② 運動量の確保
・ 入学年次の体育の単位数を2→3に増加
・ 始業前の準備や整列等に対する自主性の育成
- ③ 運動の質の向上
・ 運動のつまづきを解消するプログラムの作成と実施
・ 補強的内容の改善

<成果>

1. 学ぶ姿勢が積極的になった。
2. 体力について、要素を理解し主運動と関連させられるようになった。
3. 技能向上のプロセスを把握し、スキルアップできた。
4. 結果として、新体力テストの記録が予想以上に向上する生徒が多数見受けられた。

<課題>

1. 学ぶ姿勢について、指導者側の主観的な捉え方であったため、生徒向けのアンケート等を実施し、3年間を通して比較・検討し、客観的なデータをもとに把握していきたい。
2. 教師からのアプローチだけでなく、成長経験を他者へ具体的に伝え、生徒同士で共有できるようにしていきたい。
3. 教師側が予想しなかった体力の向上が見受けられたため、その分析と狙った体力を向上できる内容等の再検討をしていきたい。

コロナ禍での体力向上への取組

・家庭学習の支援として、1週間ごとのトレーニングメニューを課した
・フィードバックできるように記録用紙の準備

・動画による効率性向上

※別紙参照

体育課題動画の皆高YouTubeチャンネル→



URL: <https://www.youtube.com/playlist?list=PL18JipCvp8J.W0hvFLro7n4KYF750k95F>

課題 3

体育的活動時の事故防止の徹底及び新型コロナウイルス感染防止対策の徹底

事故防止の徹底を図るため、毎年度当初、小・中・高共通して、「体育的活動時における事故防止について」及び「体育授業・運動部活動における事故防止の5則」を通知し、掲示等により全職員へ周知させ、一層の安全指導を行うこととしている。

その際、以下に示す3つのポイントを押さえておくとともに、何事も適切かつスムーズな初期対応等にあたるのが重要である。

また、引き続き、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し、教育活動を継続できるよう、国や県の通知等に則り、適切に対応する必要がある。学校全体での共通理解を図り、生徒や保護者、地域等に対して、丁寧に対応することが大切である。

1 事故防止に向けた3つのポイント

1 安全管理の徹底

- 施設・設備・用具等の安全点検
定期点検、事前点検を励行し異常がある場合は速やかに適切な処置を施す。(AEDの設置場所も検討する)
- 健康相談や健康診断結果の活用
マラソン大会や強歩大会等を実施する場合は、健康診断結果の確認や、必要に応じて学校医等の健康相談を実施すること。
- 活動前後の健康観察の実施
活動前後の健康観察を徹底し、常に生徒の健康状態を把握すること。
- 活動中の声かけと安全確認の実施
活動中は、生徒に常に声をかけ、健康状態を把握すること。
- 安全管理校内研修の実施
AEDの取扱いや応急処置法について、全教職員が対処できるような体制づくりや、熱中症や落雷事故等の防止についての研修会等を実施する。
- 気象情報の積極的な活用
体育的活動の実施前だけでなく、活動中の気象状況の変化について、気象情報を積極的に入手して確実に把握する。(特に雷には細心の注意を払う。)
- 通知の徹底と活用
国や県からの通知内容を着実に確認・対応し、関係の教職員のみならず、必要に応じて生徒等にも周知・説明する。

2 安全教育の充実

- 施設・設備・用具等の安全に留意して運動する資質・能力の育成
- 生徒が自己の健康状態や体力を知り、状況に応じて運動実践できる能力の育成
- 危険の予測をしながら回避行動をとるなど、健康・安全を確保する資質・能力の育成
- 自己や仲間の健康を維持したり、安全を保持したりする資質・能力の育成

3 事故発生時の対応

- 各学校の危機管理マニュアルに基づく、事故発生時の初期対応及び全教職員の役割分担や手順の共通理解を徹底する。
- 一人に対応することがないよう、全職員が迅速に対応できるようにしておく。

2 コロナ禍での体育的活動時の留意事項

密集・密接・密閉の「3密」を回避するための対策のポイントは、①ソーシャルディスタンスの確保 ②マスクの着用 ③手洗い等の手指消毒 ④換気の徹底等を継続して行うことである。

その上で、感染状況に応じて、以下の留意事項を踏まえ、指導等を行うことが大切である。

留意事項

- 国の通知や県のガイドライン等を読み込み、柔軟に対応すること。
- 生徒の日々の検温や健康観察等を徹底し、無理をさせないこと。
- こまめな手洗いと適切なマスク着用を徹底すること。
- 近距離で大きな発声を伴う活動や感染リスクの高い活動について、適宜検討すること。
- 生徒や保護者、地域住民等に対して、丁寧に対応すること。
- 活動終了後の手洗いと速やかな帰宅を徹底すること。